

経済連携協定における関税割当制度の枠の管理方式

管理方式	事前割当方式 (関税暫定措置法第八条の六第一項)	輸出国管理方式 (関税暫定措置法第八条の六第二項)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・物資所管省が、輸入者の関税割当申請に対し、審査を行い、約束数量の範囲内で事前に割当てを行い、関税割当証明書を発給する。 ・輸入数量の厳格な管理と輸入者に対する審査を行う方式で現行の関税割当制度と同様の仕組み。 	<ul style="list-style-type: none"> ・物資所管省が、輸入者の関税割当申請に対し、相手国が輸出ごとに発給する証明書に基づき、約束数量の範囲内で先着順に割当てを行い、関税割当証明書を発給する。 ・輸入数量の厳格な管理は行わが、輸入者に対する資格要件は厳格としない方式。
メキシコ	トマトピューレ・ペースト、皮革・革靴	牛肉、豚肉、鶏肉、オレンジ生果、オレンジジュース、天然はちみつ等
マレーシア		生鮮バナナ
チリ	トマトピューレ・ペースト	牛肉、牛のくず肉、豚肉、鶏肉
タイ	糖みつ、エステル化でんぷん及びその他のでんぷん誘導体	生鮮バナナ、生鮮パイナップル(900g 未満の皮付き全形のもの)、豚肉調製品
インドネシア	D-グルシトール(ソルビトール)	生鮮バナナ、生鮮パイナップル(900g 未満の皮付き全形のもの)
フィリピン	鶏肉、生鮮パイナップル、ソーセージ、豚肉調製品、マスコバド糖、糖みつ、アイスクリーム	
スイス	ナチュラルチーズ*、砂糖菓子、無糖ココア調製品、チョコレート菓子、チーズ調製品**	乾燥牛肉
ベトナム		天然はちみつ
ペルー	とうもろこし***	豚肉、鶏肉、トマトケチャップ、その他のトマトソース

*協定附属書一日本国の表別添1のナチュラルチーズの表に掲げるもの

**チーズ、ワイン及び他の成分(例えば、蒸留酒、塩、でん粉、香辛料。ただし、でん粉については、その含有量が全重量の3%以下のものに限る。)から成り、チーズの含有量が全重量の50%以上であり、かつ、アルコール飲料の含有量が全重量の20%以上のもののうち、小売用の容器入りにしたもの(容器とも一つの重量が0.9kg以下のものに限る)

***菓子の製造用のもの又はアルコールを含有しない飲料の製造用のものに限る